共同保育に関する協定書（サンプル）

|  |
| --- |
| ○この協定書のサンプルは、国の通知等を踏まえ、最低限必要と考えられる基本的事項を記載したものになります。協定書にどの程度まで記載するかについては、甲（実施施設を運営する法人）及び乙（依頼施設を運営する法人）の協議により決定してください。 |

　【実施施設を運営する法人】（以下「甲」という。）と【依頼施設を運営する法人】（以下「乙」という。）は、甲が運営する施設を実施施設、乙が運営する施設を依頼施設とする共同保育の実施に関し、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第１条　この協定は、土曜日又はお盆期間に、実施施設において、自施設を利用する児童に加え、依頼施設を利用する児童を受け入れて、共同で保育を行うことにより、保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

（実施施設及び依頼施設）

第２条　実施施設及び依頼施設は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | ○○保育園 |
| 実施施設 | 所在地 | 川口市○○２丁目○○番○○号 |
|  | 施設・事業類型 | 保育所 |
|  | 名称 | △△保育園 |
| 依頼施設 | 所在地 | 川口市△△３丁目△△番△△号 |
|  | 施設・事業類型 | 小規模保育事業Ａ型 |

（実施体制）

第３条　共同保育の実施に当たっては、甲及び乙の役割を明確にし、実施施設の本来の業務に支障が生じない範囲で行うものとする。

２　共同保育の実施に当たっては、川口市共同保育実施要綱に定める内容を遵守するものとする。

（経費負担）

第４条　乙は、共同保育の実施に当たり、【月額○○○円】を甲に支払うものとする。

|  |
| --- |
| ○経費が発生しない場合は、規定する必要はありません。 |

（非常時の対応）

第５条　甲は、共同保育の実施中に、児童の病気や事故、災害等が生じたときは、別に定める連絡体制のとおり、速やかに保護者及び甲に報告するものとする。

（責任の所在）

第６条　共同保育を行うにあたっては実施施設と依頼施設が安全対策について十分協議するものとし、共同保育の実施中に発生した事故等については、原則として、児童が在籍する施設が責任を負うものとする。

|  |
| --- |
| ○上記の内容は、一例として示したものであり、事故等の責任の所在については、甲及び乙が加入している損害賠償責任保険の適用範囲等を考慮のうえ、甲乙間で決定した内容を記載するようにしてください。 |

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、共同保育の実施に際して得られた情報について、相手方の同意なく無断で第三者に提供若しくは漏洩してはならず、共同保育以外の目的に利用してはならないものとする。この協定の終了後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第８条　甲及び乙は、共同保育の実施に際して得られた個人情報を適切に管理するため、必要な措置を講じるものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。ただし、期間満了の○か月前までに甲、乙いずれからも書面による意思表示がない場合は、本契約と同一条件で１年更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第１０条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方の協議のうえ定めるものとする。

　上記の協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| 甲 | 名称 |  |
|  | 代表者職氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| 乙 | 名称 |  |
|  | 代表者職氏名 |  |